



答申第5号

平成8年3月19日

秋田県知事 佐々木 喜久治 様

秋田県公文書公開審査会
会長 伊藤彦造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成7年5月26日付け財-118で諮問のことについて、別紙のとおり答申します。

1. 「食糧費の支出負担行為同、支出命令書（平成6年3月～平成7年2月分）」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第5号）

別 紙

諮詢 第5号 答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）は、「食糧費の支出負担行為伺、支出命令書（平成6年3月～平成7年2月分）」（以下「本件公文書」という。）のうち「債権者（被振込人）の振込先・口座番号」を除き公開することが妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

平成7年3月27日、異議申立人は秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、財政課の「平成6年3月から7年2月までの食糧費の支出がわかる公文書」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象文書を本件公文書と特定し、そのうち、懇談の理由及び出席者（懇談の相手方）については条例第6条第1項第1号・第4号の規定により、債権者（被振込人）の住所・名称・振込先・口座番号については条例第6条第1項第2号・第4号の規定により非公開とし、その余の部分を公開するとする部分公開決定をし、平成7年4月10日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成7年5月17日、この処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

（別紙1）記載のとおり。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

（別紙2）記載のとおり。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、財政課が所掌している県財政の計画・調査、歳入歳出予算の策

定、議会との連絡調整その他県の行財政運営全般に関する事務事業を遂行するに当たって、関係行政機関、関係団体、関係者等との間で各種の協議、交渉、調整等を行う際に、懇談会として行われた費用の支出に関して作成された公文書であり、その内容は次のとおりである。

(1) 支出負担行為伺

懇談会の一件ごとに、発議・決議年月日、支出科目、支出予定金額及び支出の理由等が記録されている。また、支出の理由の中には、開催月日、懇談の相手方、懇談会の開催理由、出席予定人数、一人当たりの費用の予定単価、支出予定額、実執行額及び債権者（懇談の場所）が記録されており、懇談の相手方として、国の省・課、他県の県・課等の関係行政機関名又は公職名が記録されている。

(2) 支出命令書

債権者ごとに、支出命令年月日、支出科目、支出金額、支出目的、債権者である被振込人の住所、名称、氏名、振替先銀行名、口座番号及び振替年月日等が記録されており、支出目的には、開催月日と懇談会経費である旨が記録されている。なお、これには債権者の請求書が添付され、支出命令書と同様の債権者の住所、名称、口座番号のほか、請求年月日、利用年月日、請求金額、請求明細としての品名、数量、単価、金額、及び支出負担行為伺に記録されている内容と同様の懇談の相手方、懇談会の開催理由が記録されている。

2 条例第6条第1項第1号該当性について

条例第6条第1項第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができる規定している。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は、非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確でなく、主観的な要素が強いことから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報については、プライバシーに当たるものはもとより、プライバシーであることが不明確なものであっても、非公開とすることができるとしたものである。また、本号は、公務員や公職にある者の個人に関する情報とその他の個人に関する情報とを区別しているものではないと解される。

本件についてみると、本号に該当するとして非公開とした部分には特定の個人の氏名の記録はなく、また、一般人が通常入手することができる新聞等他の関連情報によっても、間接的に特定の個人が識別され得るとも認められない。したがって、本号本文に該当しない。

なお、当審査会の委員の中には、本条例の規定はあくまでプライバシーの保護

→これ以下は言及不必書きし

を目的としたものであり、懇談は公務として行っているのであるから保護すべき
プライバシーではなく、非公開事由には当たらないとの意見があつたことを付記す
る。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、法人その他の団体及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの事業活動その他正当な利益を害することになる情報は、公開しないことができるとしたものである。

本件についてみると、本号に該当するとして非公開とした部分は、債権者（被振込人）の住所、名称及び振込先・口座番号であり、これらは法人等の事業に関する情報であることは明らかである。異議申立て人は振込先・口座番号以外の部分について異議申立てをしているので、債権者の振込先・口座番号以外の非公開部分を公開することにより、当該債権者の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるかどうかについて検討した。

本件公文書における債権者の事業に関する情報の内容は、債権者の営業上の有形、無形の秘密、ノウハウ等同業者との対抗関係上特に秘匿を要する情報が記録されているものではなく、また、実施機関の利用の事実が明らかになつても債権者の顧客や利用内容など営業実態のすべてが明らかになるものではなく、本件情報が顧客である実施機関との関係から、たとえ債権者の固有の情報に当たるとしても、純然たる内部管理情報とはいえないから、利用者である実施機関の側からこれを公開することにより、公正な競争秩序が損なわれたり、私的自治等に干渉することになるなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとは認められない。また、実施機関による利用の事実が明らかになることによって、債権者の社会的評価が低下するなど社会的な地位が損なわれるとも認められない。したがつて、本号本文に該当しない。

なお、実施機関は、債権者に対し公開による支障がないか照会したところ大多数の債権者から公開して欲しくないと回答があつたので、その意思を尊重し、公開すべきでないと主張している。

たしかに、公文書の公開に当たって、すべての事業に関する情報を無制限に公開した場合は、事業を営むものの権利、利益を害することもあり得るから、秋田

県公文書公開事務取扱要綱においても県以外の者に関する情報については、事前に調査することとされている。しかし、この調査は、公開の可否の決定に係る判断を特に慎重かつ公正に行うために行う手続きであって、県以外の者に公開・非公開についての同意権を与えたものではなく、実施機関は、聴取された意見を参考としつつも、それに拘束されることなく、条例の規定に基づき公開の可否を判断すべきものと解される。そして、債権者の住所、名称を公開することについては、本号本文に該当しないことは前記のとおりであり、債権者の回答をもってしても競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれるとは認められない。

また、実施機関は、一部債権者名を公開したことにより、複数の報道機関が業者に対して執拗な取材を行い、その結果、業者は日常の営業に支障をきたし、多大な迷惑を被った旨の抗議が寄せられたので、こうした具体的な事象から勘案して、酒席を伴う懇談会にあっても業者名は公開すべきではないと主張する。しかしながら、公開した情報の使用について問題が生ずると認められる場合は、条例第4条の「適正使用」の規定に照らし合わせて厳正に対処すべきであって、これによって公文書の公開・非公開が左右されるべきものではないと考える。

4 条例第6条第1項第4号該当性について

(1) 条例第6条第1項第4号は、実施機関が行う事務事業に関して作成し又は取得した情報であって、(一) 公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるものその他当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの (二) その他公開することにより、県の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなものが記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関の行う事務事業は県民の付託を受け、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているものであり、本来、適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が求められていることから、公開することにより、これらに支障が生ずることとなるものについては、公開しないことができるとしたものである。

本件についてみると、本件公文書には、関係行政機関等との懇談に関する開催月日、懇談の相手方、支出金額等が記録されており、実施機関が行う事務事業に関して作成し又は取得した情報と認められるので、本号に該当するとして

非公開とした部分は、懇談の相手方、懇談会の開催理由、懇談の場所である債権者（被振込人）の住所、名称であり、これらを非公開とすることについて本号（一）、（二）に該当するかどうかを検討した。

（2） 懇談の相手方について

実施機関は、懇談の機会を通し、本県の実情について理解を求めるとともに、施策の動向を把握し、企画立案の充実、事務事業の円滑な執行に資することを目的としているものであり、懇談の相手方の公開は、通常、相手方が予想していないことであって、公開すれば、不快・不信の念を抱かれ、また、懇談の内容等について様々な憶測がなされることなどを危惧し、その結果、今後の懇談会への参加を拒否されたり、率直な意見表明が得られなくなるなど、相手方との信頼関係を損ない、行財政運営の円滑な執行に支障が生ずると主張している。しかし、本件公文書に記録されている情報から知ることのできる懇談会の内容としては、開催月日、懇談の相手方、開催理由、懇談の場所、出席人数等である。そして、懇談の相手方としては懇談会に参加した者の所属する団体名、その組織名又は公職名であり、すでに公開されている懇談会の開催理由も概括的な開催理由となっており、そこには、出席者や懇談会の個別具体的な開催目的、そこで話し合われた事項等の内容は記録されていない。したがって、本件非公開部分を公開し、本件公文書に記録されている懇談の相手方が明らかになって関係者等が不快になったり、不信の念を抱いたり、情報の提供を拒否したりするかもしれないにせよ、そのことが、本号の県行政運営上の支障に具体的、客観的に結びつくとは認め難い。

（3） 懇談会の開催理由

非公開とした開催理由は、実施機関が行う個別の事務事業で、当該懇談会は、それらの事務事業遂行に際して行われたものである。

実施機関は、「財政運営において、自主財源が極端に少ない本県にとって、主要施策展開のため、地方交付税、国庫支出金、県債等確実にその確保を図らなければならない。また、本県の活性化を図るためにには、国庫補助事業に大きく依存する体質はしばらく続くものと考えられる。これらの財源の確保、事業の推進のためには、國の中長期計画への組み入れの努力から始まり事業化の検討、技術面・予算化の検討、予算編成、事業審査等制度的に國との間で数カ年にわたり様々な協議、交渉、調整等が必要となる。地方債にあっても、事業計画の作成、ヒアリング、計画承認等年間を通して協議、交渉、調整等が必要とされる。最近、地方分権の推進が謳われ、地方分権法の制定により、一步踏み出したことは確実であるが、完全な地方分権の確立は一朝一夕にできるものではないことも事実であり、本県の活性化のためには、現在の制度を前提とし、

それらの制度を活用しながら産業の振興、県民生活の向上を図らなければならぬ。」と本県の行財政運営の現況について説明しており、現在の国と地方の関係、事業実施における諸制度等の現状からは、特に、国の施策や事務事業と実施機関の行う事務事業とは、多くにおいて直接的密接な関係があり、実施機関の行う事務事業は、その実施に至るまで、様々な協議、交渉、調整等が数力年にわたり行われ、かつ、実施に当たっても、年間を通して、同様に反復継続して行われていると認められる。

しかし、本件非公開部分が、県の行財政運営において上記と同様の協議、交渉等に係る個別の事務事業であるとしても、本件公文書には、そこで話し合われた内容等は記録されておらず、計画策定や事務事業執行に影響を及ぼし、今後の協議、交渉等に支障が生ずるとは認め難い。また、本件事務事業は、実施機関が所掌する通常の事務事業であり、特に、その事務事業とともに懇談の事実を公開できないものとも認め難い。

(4) 懇談の場所

実施機関は、懇談の場所については、事務執行上の合理的裁量により決定しているものであり、公開により、懇談の相手方の相対的重要度やランク付けが明らかになり、信頼関係を損ない、また、懇談の場所の選定等の裁量に支障が生ずると主張している。たしかに、懇談の場所等を決定するに当たっては、懇談の相手方との係わりあいも考慮し、決定されるものである。しかし、事業者の営業の内容・形態や利用者の利用の態様は種々であり、懇談の場所の公開によって直ちに懇談の相手方のランク付けが明らかになるものではなく、懇談の相手方に多少の困惑が生ずることはあるとしても、それ以上に不快・不信の念を抱き、信頼関係を損なうことは認め難く、また、当該懇談会の性格から、信頼関係に配慮した実施機関の裁量が制限されるものとも認め難い。

(5) 公文書公開の目的が、「県民の県政への理解と信頼を深める」ことにあることは、本条例の躊躇に掲げるところである。地方交付税や国庫支出金への依存度の大きい本県の財政運営の厳しさと、その中の財源確保の困難さがあり、常に国との良好な関係を維持し、情報収集、意見交換、折衝、協議、陳情が必要であり、そのための実施機関の日常の労苦は十分に理解はできる。また、近年、地方分権推進法が制定されたとはいえ、完全な地方分権の確立は一朝一夕にできるものではないという現実も認めざるを得ない。だがそれゆえにこそ、県民とともにこの現実を打破し、中央、地方を通じた在るべき体制の確立へと歩を進める決意がなければならないはずである。実施機関が説明するように、公文書公開による何らかの不利益が生ずることがあるにしても、あくまでも県民の理解と信頼をバックにそれらを克服し、現状改革への連帯を固める努力を

重ねていくべきであろう。このような観点からすれば、当審査会での実施機関の説明をもっても、例えば「関係当事者間の信頼関係」をとっても、それがどのようなものであるのかが、具体的、客観的に明確にされているとは言えず、県民の理解と信頼を得るには至らないものと言わなければならぬ。

以上の理由から、本件公文書において本号に該当するとして非公開とした部分は、いずれも本号に該当しないと判断した。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、（別紙3）記載のとおりである。

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書を実施機関が平成7年4月10付けで行った部分公開決定において非公開とした部分のうち、次の部分の取消しを求めるというものである。

- ア 「懇談の理由」
- イ 「出席者（懇談の相手方）」
- ウ 「債権者（被振込人）の住所、名称」

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 条例第6条第1項第1号該当性についての反論

実施機関は、懇談の理由及び出席者について、個人に関する情報で特定の個人が識別され又は識別され得るため、条例第6条第1項第1号に該当し公開しないこととしている。

しかし、国や地方公共団体の局・課あるいは県議会等の行政機関や団体は、個人ではなく、また、これらを公開しても特定の個人が識別されるおそれもない。他の情報と結び付くことにより間接的に特定の個人が識別されるおそれがある情報とは、現代の情報社会にあっては可能性としてあらゆる情報についていえるものである。条例の原則公開の立場からすれば、それは、公開する公文書自体から相当具体的に個人が推測されるものであって、なおかつ、他に一般人が通常容易に入手できる他の具体的な情報と結び付けることによって、確実に、特定個人が識別できるものについて初めて本号の適用があるというべきである。

仮に、個人が識別されたとしても、県の公職にある者が、県の公務に関して行った懇談については、プライバシーを保護しなければならない特別の理由はない。

イ 条例第6条第1項第2号該当性についての反論

実施機関は、債権者（被振込人）の住所・名称・振込先・口座番号については法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で、公開により、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位を損なうと認められるので、条例第6条第2号の規定に該当し公開しないこととしている。

しかしながら、債権者（被振込人）の振込先・口座番号についてはともかくとしても、ホテル、クラブ、料亭等は、宴会をその業としているもので、県の宴会

を引き受けたのも通常の営業であり、県の「お得意先」が明らかになることは、名譽や社会的信用を高めこそすれ、「公正な競争秩序」が損なわれたり、「私的自治」に干渉されたり、「社会的評価等」が侵害されるおそれはない。

請求書の明細等は、債権者が普段、店内で明らかにしているものであり、また、県に特別料金で行ったものでもないので、「事業者にとって外部に漏らして欲しくない事項」ではない。また、県が独占的に利用している債権者でもない限り、「最近の一連の公開請求の状況から、特定の事業者の年間売上高が集積されるおそれがある」ものではない。

同じ食糧費の支出であっても、債権者が公開されたものもあるし、報償費支出の債権者名も公開されている。懇談会の債権者名だけをなぜ非公開にしなければならないのか疑問である。

ウ 条例第6条第1項第4号該当性についての反論

実施機関は、債権者（被振込人）の住所・名称・振込先・口座番号について、懇談の場所に関する情報で、公開により、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがある又は今後の事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるので条例第6条第1項第4号に該当し、公開しないこととしている。

しかしながら、財政課が公務として公金を支出して行う懇談において、その相手方を公開することが「関係当事者間の信頼関係」を損なったり、今後の「事務事業の円滑な執行」に支障が生ずる理由はない。接待費と異なり、需用費の中の食糧費を支出して行った懇談であり、その性格上、条例第6条第1項第4号には該当しない。

国の役人を公費で接待し、相手の省などが公開されると国との信頼関係が損なわれたり、事務事業に支障が生じるなどというのは、国とは独立した団体として憲法第92条によって保障された地方自治の本旨に背くもので、条例第1条の基本精神にも反する。

他県名を明らかにすることによって生じる問題とは、県役人同志のお互いの接待がやりにくくなる以外のなものではなく、合理的理由とはいえない。

特定の県議会議員との密室的な懇談は、行政当局と議会との癒着を生じるおそれがあり、公開することこそが条例の目的とする地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与するものである。

懇談の理由・目的は、県民が本件懇談が公務として必要なものかどうか、正当な公金の支出かどうか等を判断するうえで、最も基本となるもので、これを非公開とすることは、住民参加・住民監視による県政の推進を目指す条例の基本精神に反する。懇談の場所まで秘密にしなければ、懇談を主催した県当局とその相手方相互の信頼関係が損なわれたり、今後の事務事業の円滑な執行に支障が生じる

おそれがあるというのは、まさに「待合政治」「密室談合」の類であり、到底正当・公正な公務とはいえず、そのような懇談が広範に行われているとしたら、県政の大問題である。

秋田県作成の「情報公開の手引き」には、「本号の適用にあたっては条例第3条に定める原則公開の趣旨をふまえ、公開することにより発生する支障の態様及びその程度についていたずらに拡大して解釈することのないよう、十分注意しなければならない。」としており、本件非公開決定は、「手引き」自体が強く戒めるところの「いたずらに拡大して解釈」したものである。

これまで、各種会議の開催通知などの様々な公開請求をしたが、従来、会議の場所や機関名は、公開されていたことからすれば、食糧費の公開請求において懇談の相手方とされている機関名や懇談の場所を非公開にすることは条例の運用上問題である。最近公開された懇談と異なる公文書では、国からの通知文書の発信者等も非公開とされた。本件のような非公開を認めることは、際限のない条例の拡大解釈を許し、原則公開を定めた条例の基本精神が没却されてしまうことになる。このように非公開部分が広がることは、県民の知る権利を表し、住民監視、住民参加による開かれた県政を実現するという条例が目的とする公益が損なわれる。

行政当局からみれば、広報活動は知らせたい情報を提供するのに対して、情報公開制度は知られたくない情報の提供義務を課す制度である。ところが、本件における非公開決定は、条例第1条の目的とする住民参加、住民自治の発展及び条例第3条の原則公開とは全く相いれない動機、すなわち、宴会行政の具体的な実態をなるべく県民の目にさらしたくないという本音から、条例の非公開条項に助けを求めている。非公開部分が公開され、その実態がより具体的になれば、県民の批判は一層高まることが予想されるが、それは、公開が問題なのではなく、県民に秘密にしなければならないような宴会行政が問題なのである。本件非公開決定はそのことを取り違えている。

以上

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1 条例第6条第1項第1号該当性について

懇談の理由及び懇談の相手方について公開することは、既に公開している懇談の理由や懇談の月日と他の情報が結び付くことにより、間接的に特定の個人が識別され得るものである。

本号の規定は、何がプライバシーであるか、プライバシーに該当するか否か、又は公務上のものであるかを問う以前の個人に関する情報について定めたものであり、個人に関する情報で特定の個人が識別され得る内容については非公開とするべきことを定めたものと解すべきである。さらに、本号には公務員を除外する規定はなく、公務員に関する情報であるからといって個人に関する情報に当たらないと解すべきでない。

2 条例第6条第1項第2号該当性について

債権者の請求書の明細には、品目、品数、単価、奉仕内容、価格等事業者の営業の実態を示す重要な部分が記載されており、それは、営業活動の基本方針にかかわるもので、事業者にとって外部に漏らして欲しくない事項である。これらの営業に関する情報を明らかにすることは、同業者間において、利用者の獲得方策やサービス提供の内容が知られることとなり、ひいては事業者のセールスポイントが弱まることになり、営業競争上、多大な不利益を与えるおそれがある。また、最近の一連の公開請求の状況から、特定の事業者の年間売上高が部分的とはいえ、集積されるおそれがあり、このことは、総じて零細事業者が多い業界にあって、取引上、金融上から最も秘密とされるべきものであり、仮に、情報が不特定多数に流れるとすれば経営上重大な事態を招きかねない。

なお、請求書等の公開について、事業者に意見を照会したところ、大多数の事業者から公開は営業上支障があるとの回答を得ており、事業者にとっては、それぞれの営業上のノウハウ等が当然あることから、行政の公平性からしても公開すべきでない。

また、弁当代等懇談以外の債権者名について公開したところ、請求者から「カラ飲食の疑惑」と書いたペーパーが配布され、事業者が取材を受け、商売の邪魔になる、どうして公開したのかとの苦情・抗議が寄せられた。このようなことは、公開制度の予想しているものではないと考えられる。

3 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 平成5年度の本県財政の特色は、歳入に占める県税収入の割合が、全国都道府県平均の31.2%に比べ、本県は13.5%と17.7ポイントも下回る等自主財

源が乏しい反面、地方交付税の割合では、全国都道府県平均の16.1%に対して、本県は32.2%であり、国庫支出金の割合は、全国都道府県平均の18.4%に対して、本県は23.1%と非常に高い比率にある。このように、県財政運営において、自主財源が極端に少ない本県にとって、主要施策展開のため、地方交付税、国庫支出金、県債等確実にその確保を図らなければならない現実にある。また、本県の活性化を図るためにには、国庫補助事業に大きく依存する体質は、しばらく続くものと考えられる。これら財源の確保、事業の推進のためには、国の中長期計画への組み入れの努力から始まり事業化の検討、技術面・予算化の検討、予算編成、事業審査等、制度的に国との間で数力年にわたり様々な協議、交渉、調整等が必要となる。地方債にあっても、事業計画の作成、ヒアリング、計画承認等年間を通して協議、交渉、調整等が必要とされる。

最近、地方分権の推進が謳われ、地方分権推進法の制定により、一步踏み出したことは確実であるが、完全な地方分権の確立は、一朝一夕に出来るものではないのも事実であり、本県の活性化のためには、現在の制度を前提とし、それらの制度を活用しながら、産業の振興、県民生活の向上を図らなければならない。

こうした中、国の各省庁等とは常に、良好な関係を維持しなければならないものである。

イ 国の省庁等や他の地方公共団体との懇談は、事務事業の円滑な執行を図る行政上の必要性から、一定の目的をもって行われているものであり、どのような事案の場合に、だれと、どこで懇談を行うかは、事務執行上の合理的裁量として決定している。

財源の確保等については、本県の実情について十分理解してもらうことが極めて重要なことであり、その上で、政策立案や財政支援の要望を行うものであり、また、国等の政策方針について情報交換を行い、その動向を把握する中で本県の財政運営に反映させているものである。懇談は、社会通念上相当と認められる範囲で実施しており、協議、交渉等の一環としてその機会を通して、貴重な行政情報が得られ、県の行財政運営における企画立案の充実、事務事業の円滑な執行が図られるものである。

ウ 懇談の理由、懇談の相手方及び懇談の場所の公開は、通常、相手方が予想していないことであって、公開すれば、相手方において不快又は不信の念を抱き、また、懇談の内容等について様々な憶測がされることを危惧し、以後の懇談への参加を拒否したり、率直な意見を控えたりすることが予想される。こうした中、国等他団体を公開することによって懇談の相手方が識別されることは、信頼関係が著しく損なわれ、行政情報の入手を困難にし、事務事業遂行上、理解、協力等を得る機会を失う可能性があり、円滑な事務事業の執行に支障が生ずるおそれがある。さらに、懇

談の中には、懇談の事実を明らかにすること自体が信頼関係を損ない、今後の県政運営に支障が生ずるものもある。

エ また、国等他団体の職員については、それぞれの団体において情報管理がなされるべきであって、指揮命令権をもたない本県から情報を一方的に公開することは、国等他団体との信頼、協力関係を著しく損なうおそれがある。

オ 財政課は、県の政策方針に対して地域情報・産業情報等に立脚した要望や意見を聴取し、行財政運営に反映させることも所掌事務としている。

懇談の相手方が、仮に県議会議員等の公職者であった場合、重要案件に対するスタンスの把握は県政運営において極めて重要であり、そのため、できる限りザツクバランな中で意見交換ができる体制を取ることが望ましいと考えており、そのための懇談の開催は是非必要なものである。

しかしながら、懇談の目的や出席者など、その意見交換の情報を逐一公開することは、相手方の同意を得ているならともかく、県側の一方的な意志により公開することになれば、信頼関係が大きく損なわれ、必要な意見交換ができなくなるなど、懇談そのものの目的を不可能とするもので、今後の行政遂行上支障が生ずるおそれがある。また、公開によって、相手方の信用にも大きな影響を与える場合も想定される。

カ 懇談の場所である債権者については、一般的に、格式等についてランク付けされており、これを公開することは、懇談の相手方の相対的な重要度やランク付けが推量され、相手方において不快・不信の念を抱くなど信頼関係を失うとともに、懇談会開催の合理的裁量が制限されるおそれがある。

以上のとおり、非公開部分の公開により逸すると考えられる本県の公益は極めて大きいものがある。

以上

(別紙 3)

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成7. 5. 26	・諮詢
7. 6. 15	・実施機関（総務部財政課）から非公開理由説明書の受理
7. 7. 4	・異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理
7. 7. 5	・実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付
7. 7. 11 (第13回審査会)	・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関（総務部財政課）から非公開理由説明の聴取 ・審議
7. 9. 6 (第14回審査会)	・審議
7. 10. 6 (第15回審査会)	・審議
7. 11. 21 (第16回審査会)	・審議
7. 12. 13 (第17回審査会)	・審議
8. 1. 10 (第18回審査会)	・審議
8. 2. 8 (第19回審査会)	・審議
8. 3. 5 (第20回審査会)	・審議
8. 3. 15 (第21回審査会)	・審議

参考

秋田県公文書公開審査会委員（五十音順）

区分	氏名	職名
会長	伊藤彦造	弁護士
	西台満	秋田大学教育学部助教授
	平川信夫	弁護士
会長代理	藤川淨之	秋田魁新報社専務取締役
	古田重明	秋田経済法科大学法学部教授

(平成8年3月19日現在)